

# 2016 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

## 第 18 回学会奨励賞授賞理由

---

学会奨励賞選考委員長 櫻村志郎

第 18 回学会奨励賞は、論文部門は、郭薇会員（北海道大学大学院）の「法と情報空間：近代日本における法情報の構築と変容—（1）～（5・完）」（『北大法学論集』66 巻 2 号 614-553 頁，66 巻 3 号 252～189 頁，66 巻 4 号 1186-1123 頁，66 巻 5 号 1610-1546 頁，67 巻 1 号 332-284 頁）（2015 年 7 月～2016 年 5 月）に、著書部門は、佐伯昌彦会員（千葉大学准教授）の『犯罪被害者の司法参加と量刑』東京大学出版会（2016 年 4 月）に授与されます。

それぞれの選考理由はつぎのとおりです。

郭薇会員の論文は、法情報という現象に着目しつつ、近代以降の日本社会を対象として、法学および法制度に関する知識のあり方を解明する歴史的メディア研究と言えます。この問題設定の背後には近年の厳罰化を含む刑事立法と世論の関係への関心があるようです。

本論文の実質的な分析は、まず第 1 部「メディア主導の法情報」では、法情報の産出者のあり方について、1880 年～2010 年代までの『朝日新聞』、『法律時報』の刑事法の立法に関する記事、そして法学研究者による教養的著作としての『日本人の法意識』が検討されます。次に第 2 部「ユーザー主導の法情報」では、2010 年の刑事事件の公訴時効改正立法をめぐる産出・流通した各種の法情報とりわけ被害者に関する情報のあり方が、マスメディアおよびソーシャルメディアから得られたデータをもとにして、検討されています。

本研究は、刑事法に関する情報を素材として、明治以降の日本社会における法現象の一部を法情報の産出と流通を問題にするという観点から、複数のケーススタディを通じて歴史的にまた同時代的に再構成し、法と社会意識の関係、また、法にかかわる専門的知識と非専門的知識の関係を理解しようとするものです。その素材は単一のニュースのような情報素材から新聞雑誌記事の歴史的変遷までが利用されています。こうした広範囲にわたる情報素材が総合的に検討されたことはないと思われ、本研究は法情報のメディア社会学的研究に端緒を開いたものです。本研究はまた、情報としての法という魅力のある理論的視点を一貫して保持しつつ、近代日本の法的情報のあり方（「情報空間」）について、いくつかの興味ある具体的知見も示しています。これらの点から本研究は学会奨励賞に値すると判断されます。

他方、質的データに対する解釈がしばしば素朴な常識の水準に留まっていること、マクロな歴史的解釈と個々の情報素材の意味理解の区別が曖昧であること、一般のメディア研究の結果がやや安易に転用

されていること、など方法論上の緻密さが不足していること、表現が十分に明晰でなく冗長であること等、未完成というべき部分も多く見られます。これらについては、いっそうの精進を期待します。

佐伯昌彦会員の著書は、刑事司法における被害者支援の一部として導入された被害者による刑事裁判への参加が量刑判断にどのような影響を及ぼすかという問題を取りあげています。刑事司法過程における犯罪被害者の地位は、日本において1980年代以来継続的な立法的対応の対象となっています。本書は、この問題を議論するために心理学アプローチが有用であることを示し、またその議論の基盤となる知見を提供することをめざすものとされています。

本書は、まず、日本、アメリカ、イギリスとオーストラリアで行われてきた、この主題についての先行研究を広範囲に収集・レビューした結果として、心理学的実証研究は、実践的に決定的な知見を提供することはまれだが、被害者による参加が何らかの心理的性質のインパクトをもつことを示唆するとします。つぎに、理論の構築をめざし、公正の心理学や帰属理論、裁判官について量刑相場のアンカリングの効果などの理論を検討し一定のモデルを構築しています。最後に、著者が行った2つの実験を含む実証研究にもとづいて、被害者に関する情報の提示、遺族等による感情の提示が量刑判断になんらかの心理的過程を通じて影響を及ぼしている可能性を指摘します。

本書では、先行研究の実践的意義の検討を経て、関連する理論がレビューされ、引き続いて実証研究が報告されるという手順が踏まれています。それぞれの段階での検討が手堅く、また丁寧に遂行されており、全体として、一定の立法問題に対して関連する心理学的研究がいかに寄与できたかを見取り図を描くことに成功しています。このことから、奨励賞に値するものと判断します。

他方、本書が自覚的に採用する実証的分析および検証の水準と、社会制度としての刑事司法過程への被害者地位の組み込みを実践的に認識・評価するにふさわしい議論の水準の間にはある断絶があり、それが本書の検討によっては適切に架橋されていないという感想もいだかせます。この断絶を正面から扱えばより興味深い知見がえられたかもしれません。

なお、各作品への評価とは別に、本年度の学会奨励賞の両部門の受賞作には興味深い共通点があると思われるので、ここで簡単に触れます。またそれは、後述のように、機関誌最優秀論文賞の論文を含む森会員の一連の著作にも間接的な関係があります。

本年度の両受賞作のこの共通性とは、両者とも刑事法過程を対象とし、またその理論的関心において少なくとも部分的に感情の法への寄与または影響に注目しようとしていること、またその結果として法の情報としての次元の重要性を示していることです。両者が研究パラダイムとしては非常に異なった系譜に立つことを考えると特にこれは興味深い特徴です。一つの解釈はこれらの特徴が何らかの仕方で対象—この時期の刑事司法及び刑事立法過程—の特徴を反映しているかもしれないということです。この解釈が正しいとすれば、これもまた法社会学の著作の一つの望ましいあり方と言えるでしょう。

この解釈をとるとき、マクロ社会学的ないし歴史的アプローチをとる郭会員の論文の素材や知見を佐伯会員の著書の提供する心理学的な理論や知見と並置して関連性を問うこと、また、その逆（佐伯会員

の著書の素材や知見を郭会員の論文の提供する歴史的ないしマクロ社会学的コンテキストから解釈できるかを問うこと)は意義のあることと考えられます。一般的に言って、社会学的ないし歴史的スケールの現実がいかにして心理学的または個人のスケールの現実に対応したり翻訳されたりできるのかという問題は、20世紀前半の社会学方法論で盛んに議論された問題です。そしてこの方法論への問題意識は、機関誌最優秀論文賞の論文を含む森会員の一連の著作にも見られるものです。その時期の社会学方法論の中で、法は一つの普遍的に重要な主題でありながら、この問題はいくつかの散発的で潜在的な成果を除いては、法社会学に限ってさえも、学科的分業—心理学は心理を問題にし社会学は社会を問題にするという—という以外の解決がつけられていないと思われます。

もし多くの指導的会員が折に触れて述べるように法社会学会が真に有効な学際的生産の場であるべきならば、こうした諸業績を孤立させることなく、本授賞などをきっかけの一つとして、それらを学会の共通課題として受け止めて、単一とは言わぬまでも共通の議論の中で取り上げ扱うことが強く望まれるでしょう。学会組織的には、改めて学術大会時では大会シンポジウムや若手ワークショップ、大会時以外では各研究支部の活動の意義が再確認されるべきでしょう。しかし、今日の大学を取り巻く諸事情では、若手研究者の育成は困難さを増しています。このもとではさらに進んで、若手研究者に対する複数大学・機関による指導や助言の体制をさらに整備すること、自主的な大学間研究会あるいはそうした活動への支援を強化することなど、学会が行ったり寄与したりすることのできる活動が必要になっていると思われます。

## 受賞の言葉

---

### 受賞の言葉——第18回 学会奨励賞（著書部門） 佐伯昌彦（千葉大学）

拙著『犯罪被害者の司法参加と量刑』（2016年、東京大学出版会）に対して、第18回学会奨励賞（著書部門）を授与していただき、大変光栄に存じます。また、選考委員を務めていただいた先生方に深く御礼を申し上げます。

拙著では、犯罪被害者が刑事裁判に関与することが量刑判断に対して影響を及ぼすのか否か、影響があるとすると、それはどのようなメカニズムによって生起するものであるのかを実証的に明らかにすることを試みました。先行研究の整理を踏まえて、問われるべき実証的課題を明らかにし、断片的とならざるを得ませんでした。心理実験と刑事裁判確定記録に基づく調査を通して、被害者の刑事裁判への参加と量刑判断との関係について検証しました。そのうえで、意見陳述制度や被害者参加制度といった制度に固有の量刑への影響は実証的に十分な裏付けが得られていないこと、他方で、被害者に関連する諸要素が量刑に影響を及ぼしている可能性は示されていることを指摘し、制度の問題としてではなく、被害者に関する諸要素と量刑との関係を個別的にみていく方が、実証的な知見を踏まえた政策的議論が可能となることを指摘しました。あわせて、規範論や裁判実務における実践的議論に資するべく、個々

の被害者に関する要素が量刑にどのような影響を及ぼしているのかを、先行研究や自身が行った実証研究を踏まえて整理しました。

拙著は、あくまで執筆時点における研究の暫定的な成果報告であり、将来の課題として積み残している部分も多くあります。また、被害者と刑事司法との関係は、現在の刑事司法における重要課題の1つですが、拙著では、被害者の司法参加と量刑という、ごく一部を取り上げられたに留まります。より巨視的な観点から、拙著の研究内容を位置付けつつ、また被害者と刑事司法との関係について研究の幅を広げていくことも、今後の課題です。加えて、本研究では、理論および実証の両面にわたって心理学に大きく依拠しましたが、その方法論の習得は依然として道半ばです。

このように課題は山積しておりますが、奨励賞を授与していただきましたことで、私が抱えている問題関心に対して心理学的手法によりアプローチすることが、法社会学会においても意義のある営みであると認めていただけたように感じられ、意を強くしました。さらに研究を発展させ、学会に対して少しでも有益な貢献ができるよう努力してまいりたいと思います。最後になりますが、このように自身の研究内容を一書にまとめるまでに、多くの先生方から有益なご批判・ご助言をいただきました。この場をお借りして、御礼を申し上げます。

## 受賞の言葉——第18回 学会奨励賞（論文部門） 郭薇（北海道大学）

70年目を迎える歴史ある日本法社会学会において、このたびは、拙論「法と情報空間—近代日本における法情報の構築と変容」に学会奨励賞を賜り、大変光栄に存じます。選考してくださいました委員の先生方、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

本研究は、ある報道番組を見つけたことがきっかけでした。それは公訴時効をめぐる制度の是非を問うこの番組で、「法には時効があるが、被害者には時効がない」という犯罪被害者遺族の言葉が紹介されていたのです。番組を通じて、静かに法制度に対する意見を述べた彼の顔は、今でも鮮明に覚えています。それと同時に私が覚えたのは、この言葉に対する違和感でした。私には、彼が法律用語としての時効という言葉の意味を別の意味で受け止めているように思え、時効という言葉を使って何を伝えたいのかが気になったわけです。そうした言説の実践を背景としつつ、本論文は、立法に関わる法情報が政治過程と法律専門家の言説を中心とする発信者主導のものから、日常生活に密接したユーザの反応を重視する新たな形へと変化してきたことを明らかにしました。以前であれば、見えない・聞こえないという形で済まされてきた法や法律専門家への不満が、法をめぐる世論情報として取り込まれていく一方、法律専門家の言説は相対化されるという傾向が見られるようになり、立法過程においては、前者の影響力が強まってきました。

このたびの受賞は、私にとって望外の喜びであり、今後ともいっそう気を引き締め、精進していく所存でもあります。本論文では、一つの立法事例を取り扱ったにすぎず、これをもって近年の日本における法情報が持つ影響を捉えることはできませんし、法情報の分析手法という点においても荒削りな部分

が多々残っております。また、言語的にも記述的にも不精確なところが散見され、少なからぬ気負いが目立つ研究であると自覚しております。このたびの受賞には、皆様からいただいた批判を糧に積み残した課題ともきちんと取り組んでいくように、といった叱咤激励が込められているものと考えます。

本論文のほかに、現在従事している研究として、本論文から発展した法意識論の比較歴史社会学研究や、弁護士の発信活動とその規制についてのものがあります。法律学の営みは、すべて情報や知識でできていると言っても過言ではありません。それにもかかわらず、情報としての法が持つ意義についての研究は、まだ少ない状況にあります。今回の受賞をきっかけに、今後、私の試みがもしひとつのささやかな先例となり、同様のアプローチを持って、この分野の探検に乗り出そうとする方が少しでも増えれば、大変嬉しく思う次第です。

最後になりましたが、本研究の出発点となりました私の「違和感」、これは、日本社会や日本の法律学の「他者」である私の立ち位置から生じたものかもしれません。ただ、このような「よそ者」の研究に対しても分け隔てなくストレートに批判し、また暖かく支援して下さいました皆様の寛容な理解は、私の研究生活に安心と自由を与えてくれました。お世話になった日本法社会学会の先生方には心より感謝を申し上げます。中国から北海道大学大学院にやってきた私に、法社会学が持つ自省的なアプローチをご教示くださっただけでなく、我慢強く私の議論に付き合ってくださいました指導教授の尾崎一郎先生には感謝の言葉もございません。また、現実主義的な私の研究に対して、法哲学のより普遍的な立場からいつも有益なコメントと、自分の研究を相対化させる機会を下さいました北海道大学の長谷川晃先生と北海学園大学の菅原寧格先生、さらに学部時代から現在まで親切丁寧に研究などの相談を受けてくださいました南京大学の解亘先生をはじめとする法学院の先生方にも、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。本日はまことにありがとうございました。